

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月20日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第3号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成12年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(し尿処理施設等検査業務手当)</p> <p>第5条 条例第9条第1項第1号の人事委員会規則で定める立入検査は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(し尿処理施設等検査業務手当)</p> <p>第5条 条例第9条第1項の人事委員会規則で定める立入検査は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。